

## 厚岸町議会 平成23年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成23年12月9日

午前10時00分開会

- 委員長（中川委員） 昨日に引き続き、平成23年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、議案第63号 平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算から審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、3ページ、事項別明細書をお開きください。

4ページの歳入から進めます。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 今回、198万3,000円、一般会計からの繰入金、昨年もこのぐらいだったという気がしているんですけども、今回一般会計からの繰入金が190万円が終わったという、私なりに理解をしておるんですけども、国保会計、年度でいうと少ししか残っていないんですけども、国保会計上であれば出納閉鎖期間もあるので、まだ半分という状態なのかなというふうには理解しておるんですけども、年度末まであと3カ月ということなんですけれども、おおよそ推測なんですけれども、国保会計の推移、今回、一般会計からの繰入金が190万円にとどまった、この辺の背景、今後の見通しについてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（中川委員） 町民課長補佐。

- 町民課長補佐（石塚補佐） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の一般会計繰入金198万3,000円につきましては、職員人件費、それから国保一般の事務費的な部分についてのみの補正を提出させていただいております。

国民健康保険の医療費につきましては、現在まだ、3月診療分から9月診療分の7カ月のみの支払い状況となっております。残る5カ月分につきましては、今後、請求が来て支払いを行う形となります。現段階におきましては、昨年度実績、昨年は医療費が結構高い状況であったんですが、それを約2,200万円ほど下回っている状況にあります。ただ、昨年もそうだったんですが、冬期間、入院に係る分の給付が急激に上昇したということもありますので、2,200万円下がっているとはいえ、今後、医療費の推移によっては、また逆転する可能性もあると。依然として医療費は高い状態で推移しているのではないかというふうに押さえております。

また、収入の見込みなんですけど、現段階では、国、道、それから支払基金等から来る額がまだ一切示されておりません。実際に示されるのが2月中旬以降となりますので、その辺の動向については十分注意をして見ていきたいと思っております。

こういう状況ではあるんですが、昨年同様、国保会計といたしましては、単年度収支を考えると厳しい状況であるということは間違いないかというふうに思っております。今後の医療費の動向、それから、収入の確保については、調整交付金の特別分等を含めまして、極力確保には努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大変詳しい説明ありがとうございます。十分理解できたんですけども、そうしますと、過去のような繰上充用に陥るような状況にはならないのかなというふうに推測をしておるんですけども、今後、国の動向を調べながら、健全な国保会計の運営に努めていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 答弁要りますか。

●南谷委員 要ります。

●委員長（中川委員） 町民課長補佐。

●町民課長補佐（石塚補佐） 収入の確保につきましては、十分努力してまいりたいと思っております。ただ、前年度からの繰越金も年々減ってきておりまして、最悪の場合には、医療費の状況次第なんですけども、財源不足分というのもし発生することはないとは現段階では言い切れないものですから、その辺の状況を見間違えないように注視していきたいと思っております。

●委員長（中川委員） 9番、いいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（中川委員） ほかに、ここではありませんか。歳入で。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ、6ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

（なし）

●委員長（中川委員） 5項特別対策事業費、1目特別対策事業費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 以上で、歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（中川委員） 次に、議案第64号 平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。  
第1条の歳入歳出予算の補正、3ページの事項別明細書をお開きください。  
4ページの歳入から進めます。款項目によって進めます。  
1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料。

(な し)

- 委員長（中川委員） 4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 5款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 歳入を終わりまして、歳出に入ります。6ページ。  
1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2款水道費、1項1目水道事業費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 以上で、歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（谷口委員） 次に、議案第65号 平成23年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。  
第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。  
5ページの歳入から進めてまいります。  
3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金。  
9番、南谷委員。
- 南谷委員 下水道事業補助金でお伺いをいたします。  
マイナスの1,700万円、まず、この関係で交付金が減額になった、この背景等につきましてお尋ねをさせていただきます。
- 委員長（中川委員） 水道課長。
- 水道課長（常谷課長） 下水道事業につきましては、例年、事業費3億円ベースをもとに事業を進めてきてございます。昨今、ご承知のとおり公共事業費は非常に厳しい状況が続いておりまして、今年度におきましても、当初に比べて約11%、交付金、いわゆる補助金制度から社会資本整備交付金という制度に改まりましたが、その交付決定が要望額の約11%減ということで、当初1億4,700万円の予算でございましたが、1,700万円減額となったものでございます。
- 委員長（中川委員） 9番、南谷委員。
- 南谷委員 その当初予算から今回これだけの予算が減額になったと。震災等もあって国も渋くなったのかなというふうには考えるんですが、下水道事業、なかなか収支が厳しい中されていて、やはり回収もしていかなければならない町としての悩みもあろうかと

存じます。そんな中で、やっぱり国からの交付金がしっかり補てんされなければ、将来推計、計画というものが、途中で1,700万円減額になるというのは非常に大きなダメージを受けてしまうんでないのかな、厳しいながらも、町の負担をしながらでも、利用者の負担をある程度の計画を立てながらこれから取り組んでいくというときでございますから、町としても、国の財源が細くなればなるほど厚岸町としての国の交付金絡みの問題をシビアに見詰めて、陳情活動もしていかなければならないと思いますが、町の姿勢としていかがお考えでしょうか。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 委員おっしゃるとおりでございます。ただ、補助金、いわゆる交付金が減った分を町費でということにはならないものと考えておまして、必然的に事業量を工夫して対処せざるを得ないということで、道と一緒に、国のほうには事業費の確保というものをより一層強めていかなければならないと思っております。

ただ、情勢はやっぱり非常に厳しくて、ここ、もう数年、大体要望の1割という状況が続いておまして、委員おっしゃるとおり、今年度、来年度におきましては、震災の影響というものがかなり予想されます。北海道の担当からは、やはり24年度についても同程度、あるいはそれ以上の減額が予想されるということでございまして、こういった状況の中で、より工事の優先度を選択しながら事業を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進みます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（中川委員） 6款諸収入、2項1目雑入。

（な し）

●委員長（中川委員） 7款1項町債、1目下水道債。

（な し）

●委員長（中川委員） 歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費。

(な し)

●委員長（中川委員） 2 目管渠管理費。

(な し)

●委員長（中川委員） 3 目処理場管理費。

(な し)

●委員長（中川委員） 4 目普及促進費。

(な し)

●委員長（中川委員） 2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費。

(な し)

●委員長（中川委員） 13ページです。3 款 1 項公債費、1 目元金。

(な し)

●委員長（中川委員） 2 目利子。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 3 款 1 項公債費、2 目の利子、109万2,000円のマイナスでございます。なぜこの時期に長期償還の利子が減額になって計上されたのか、この理由についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） まず、当初予算編成時におきましての利率と貸し付けが決定した時点の利率、これが変わったということで、下水道の場合、借り入れにつきましては、過疎対策事業債、それから下水道事業債、あと特別措置分、資本費平準化債という4つの資金で借り入れを行っております。それぞれ過疎対策事業債では、当初1.2%が決定では1%、下水道事業債は2.2%が1.8%、それから特別措置分、これが1.5%から1.2%、資本費平準化債が1.5%から1.2%と、それぞれ率が決定したことによる減、それが主な要因でございます。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 よくわからないので、僕の聞きたいのは、長期債の利子がマイナスの109万2,000円になりましたという計上なんですけれども、なぜ今回長期債の利子、どんな元金のものがどうかなって、この背景というのが、ちょっと数字の動きが僕わからないものですから、もうちょっとみんなにわかりやすいような説明、入り口からしてほしいんですよ。何でここで一切が、全体の数字の中で調整するんであれば当初予算の中に利子というものがある程度計算されているけれども、通常、毎年こういうふうに計上されているんでしょうか。何でここで100万円という利子の減額が発生したのか、まず、この理由についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私からご答弁させていただきます。

当初予算の段階では、平成22年度に歳入となる、発行する起債の見込みをもって23年度に支払う利子額の計上をしてございます。その起債の発行額というのは、3月の段階ではほぼ実際の発行額に近い額を見通せるわけですが、実は発行する、実際に起債の借入れを起こすのは、出納整理期間が下水道会計にもありますので、5月の一番最後に当たる借入れ実行日、これは国のほうから指定される期日があるわけなんですけれども、例年5月の下旬になります。一番最後の指定期日をもって借入れ実行を起こします。その時点での借入利率を予想して、当初予算で22年度に発行する起債の利子額分を想定した予算を当初計上しているということでございます。

この予算計上するときには、できるだけ予算割れしないように予想している利率に0.1%あるいは0.2%程度を上乗せして推計してございます。その部分の差が結果的に、先ほど水道課長が申し上げたとおり、およそ、結果的には0.2から0.3%、多いところは、一番長いのは30年の起債でございます。ここは利率の幅もありますので、0.4%借入れ実行した利率が下がったということございまして、この利払いが年2回ありまして、9月と3月に発生いたします。結果的には23年度になってから利率が確定するものですから、ちょっと時間差はありますけれども、今回の12月補正でその分を確定した数字に置きかえさせていただいたという経過でございます。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、歳出を終わります。

次に、3ページにお戻り願います。

2条の地方債の補正でございます。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第66号 平成23年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1条の歳入歳出の予算の補正、3ページをお開き願います。事項別明細書。

4ページから歳入を進めます。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 歳入を終わり、歳出に入ります。6ページ。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 4款地域支援事業費、2項総括的支援事業、1目総括的支援事業等事業費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 歳出を終わります。  
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。



本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第67号 平成23年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

1条の歳入歳出予算の補正、3ページをお開き願います。

4ページの歳入から進めます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2目施設介護サービス費収入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 3項1目自己負担金収入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 5項自立支援給付費収入、1目障害者短期入所介護給付費収入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 8款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 9款諸収入、1項1目雑入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 歳出に入ります。6ページ。

1款サービス事業、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費。

(な し)

●委員長（中川委員） 4目短期入所生活介護サービス事業費。

（な し）

●委員長（中川委員） 7目包括的支援事業費。

（な し）

●委員長（中川委員） 8目障害者介護給付事業費。

（な し）

●委員長（中川委員） 2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費。

（な し）

●委員長（中川委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（中川委員） 次に、議案第68号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（中川委員） 5款諸収入、3項3目雑入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 歳出に入ります。  
1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 以上で、歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（中川委員） 次に、議案第69号 平成23年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。  
1 ページの2 条、業務の予定量の補正です。  
10番、谷口委員。

- 谷口委員 (3)の主な建設改良事業のメーター設備事業の補正449万1,000円、この内容をちょっと教えてください。

- 委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 議案書の11ページ、補正予算説明書がございます。その中段、資本的支出、ここが一番最後にメーター設備費がございます。当初予定していたメーターの取りかえ工事、新設、検査期間が満了した検満、それぞれ新設が22台、検満46台減による減額でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、この新設、検満というのは、新設の場合は住宅が新しくなるだとか、そういうものがある程度予測は難しい面もあると思いますけれども、検満メーターのほうはある程度予測がつくのではないのかなというふうに思うんですね。それで、今回、水道料金の改定も行われたんですけれども、その中での資料でも、この検満メーターの取りかえ等の予測というか、こういうものはちょっと過大に見積もられ過ぎてはいないのかなというふうに思うんですけれども、そういう点ではどうなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 決して過大に見積もっているつもりはございませんが、結果として、これだけ減少した。おっしゃるとおり、新設につきましては新築住宅、これらの予測はなかなか難しいものがありまして、検満につきましては、おっしゃるとおり8年ごとの取りかえですので、つまり8年前のデータに基づいて算出するわけでございますが、その中でも、もう使わなくなったとか、閉栓してしまうというものが予想以上に出てきたということでこのような数字になってございます。その辺の見方が甘いのではないかとご指摘とも受け取れますが、意を十分酌みまして、十分精査した数値で対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、やっぱり、今12月議会ですけれども、これを参考にしながら、新年度予算の編成にいくと思うんですけれども、この辺はある程度もう少し具体的な数字になっていかなければだめではないのかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃるとおり、積算の精度を高める努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

●委員長（中川委員） 進めます。

次に、3条、収益的収入及び支出、9ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。款項目により進めます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2目受託工事収益。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2項営業外収益、1目受取利息及び配当金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 収益的支出に入ります。  
1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2目配水及び給水費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 4目総係費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 5目減価償却費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 3目消費税及び地方消費税。

(な し)

- 委員長（中川委員） 資本的収入に入ります。  
1款資本的収入、5項1目工事負担金。

(な し)

●委員長（中川委員） 6項1目保証金。

（な し）

●委員長（中川委員） 資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項1目建設改良費。

（な し）

●委員長（中川委員） 2目総係費。

（な し）

●委員長（中川委員） 3目メーター設備費。

（な し）

●委員長（中川委員） 以上で、歳出を終わります。

2ページにお戻りください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（中川委員） 次に、議案第70号 平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページの第 2 条、業務の予定量です。

(な し)

- 委員長（中川委員） 次に、2 ページ、第 3 条、収益的収入及び支出。

(な し)

- 委員長（中川委員） 10 ページをお開きください。  
収益的収入から進めます。  
1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 目外来収益。

(な し)

- 委員長（中川委員） 3 目その他医業収益。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 項医業外収益、4 目他会計補助金。  
6 番、堀委員。

- 堀委員 他会計補助金についてお聞きいたします。

この中で、医師確保対策経費補助3,035万4,000円とあるんですけども、この中身について説明していただきたいと思います。

- 委員長（中川委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） お答えします。

この医師確保対策経費につきましては、町立病院が医師を招聘する場合のさまざまな経費と、それから医師、常勤医が足りない状況であります。本来、6 人というのが我々押さえている必要人数ということですが、それに対する非常勤医師の対応が当直あるいは土日の勤務で行っておりますが、それらの医師の賃金ですとか、旅費ですとか、そういった経費がここに含まれているものでございます。

- 委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 そうすると、この医師確保対策経費というのは、これから医師を確保するためのいろいろな活動諸費として使われるものじゃなくて、今現在いる医師の給与などに向けられると。であれば、むしろ、これは会計の中でわざわざ別立てしなくても、この補助金の中には不採算地区病院運営費補助というものがあるんですから、この中に入れることによって可能になるんじゃないのかなと思うんですけれども、なぜここに入れないで、医師確保対策経費補助として別立てをしなければならないのかという理由についてお聞きしたいと思います。

あと、それで、ちょっと1点目で聞くのを忘れたんですけれども、今回、へき地医療の確保対策補助というものを全額落とされました。この理由について教えていただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 22年度までは不採算地区病院という中に、ルール分も含めて、それから政策的な部分も含めて、この医師の確保対策というものを含めておりました。今回23年度から、この医師の確保対策というものがその不採算地区の部門から外出しをされて、新たにこういった経費の負担というものが国から示されたという内容がありまして、そちらのほうに全部振り向けると。あるいは、一部、他の項目にも振り分けられたものもありますが、主に不採算地区にありました医師対策に係る経費については、医師確保対策の部分のほうの新たな項目に振り分けられたということでございます。そういうことで、へき地対策経費のほうから振り分けられたというのが内容でございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、へき地医療確保対策補助というものは、もうこれからは総務省のほうで示された基準というか、その中にはもう含まれてこないの、今後出てくることがないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 今現在では、ないというふうに考えていいと思いますけれども、またこれ、総務省のほうから毎年毎年考え方が変わってくると。大きくは変わりませんが、今回のように医師確保対策経費というのが新たに出たということもありましたから、今後ないとは言いきれませんが、ことしに限ってはそれが振り分けられたという形でよいかと思います。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 何か項目を出し入れされて、うまいように金銭的なものを、余り大きくなり過



ぎないような形の中で、何かうまいように操作されているんじゃないかなというふうに私だとどうしても思ってしまいます。都合のいいときにはへき地医療確保対策という項目を出して、都合がほかにも出てくれば、そっちのほうを削るとか、そういうようなものじゃないと思うんですよ。へき地医療確保対策というものが必要だから、今までもこの項目を上げてきて、そして議会や町民の人方にもこういう予算があるんだということの中で理解してもらっていたのに、国のほうが出さなくてもいい、そして、ほかのほうでやるからいいんだということで、へき地医療確保対策というものが要らないのであれば、今後、へき地医療確保対策というものは一切見なくてもいいんだというふうに、やはりとれると思うんですね。そういった項目の簡単な出し入れといった中で、補助金の中をうまく使われてほしくないというふうに私だと思うんですよ。その点については、どのようにお考えなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 今までは、へき地医療対策のほうへ医師確保に係る給与ですとか、それから過疎地勤務医負担金、これも賃金の一部なんですけど、それも含まれておりますし、それから、医師確保に係る旅費なんかも含まれておりました。これらは、へき地対策という言葉には今まではなっておりましたが、ほとんど、すべてと言っているぐらい、医師の確保に係る経費ということで、今回、新たな項目が設けられましたので、実質的に内容がこちらに振りかわるということですので、今回は振りかえた。ただし、こちらの都合でまた来年戻したりとか、その翌年はまた違った形でということには、それはしないようにももちろん心がけていきたいと思えます。

ここの部分については、当面、医師確保対策経費ということで今後継続して積算されると。この項目に移るということになると思えます。今後またこれが戻るといったようなことはないと思えますし、決して、こちら病院の都合で出し入れをするといったようなことではなくて、これは一般会計との取り決めの中でも、今回はこういう指導が来ているのでこちらで見積もるということで、今回振りかえたという形でございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。ただ、補助金の各項目というものはそれぞれ目的があって、理由があって、それについて支出されているんですから、やはり目的に沿った補助金というものを確保するようにしていただきたいなというふうに思います。

あと、地方自治体から国や国立大学法人などへの寄附の原則禁止規定が、ついこの間、廃止されたというふうになっております。この医師確保対策の中で、それぞれの医局も含めた大学病院の寄附というものも地方自治体のほうからできるようになるといったときに、例えば、医科大学への寄附金というものができるようになるんですけれども、そういうような経費というものも、今後、医師確保対策のほうで見ることができるようになるんでしょうか、この点について、ちょっと1点だけ教えていただきたいと思えます。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

●委員長（中川委員） 再開します。  
病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） そのような行為ができるということで法律が変わったということでございますが、厚岸町の病院がそれを利用して大学へ寄附するとかといったことは、今現在は考えてございません。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 当然、まだこれは見直しがされたばかりなので、厚岸がまだやっていないというのはわかるんですけども、今後、各町村の公立病院、どこのまちも医師確保には苦勞しているといった中で、例えばどこかの町が、北海道で一番大きいところでいえば北大だと思えるんですけども、そちらのほうにある自治体が多額な寄附をしたとしたときに、そういったものの中で、医師の派遣とか、そういうものの配慮というか、そこにおいての不利益な扱いはしないようにというのは、国のほうから通達は出ているみたいですが、でも、実際、やはり人間ですから、もらったところともらっていないところでは当然扱いに若干の差は出てくるだろうと。これがただ黙っていると、今後の医師確保といったものの中ではちょっと支障が出てくるんじゃないのかなというふうに私だと危惧するところではあるんですね。

まだまだ不利益扱いの禁止といったものの通知があった、これは義務づけと見直しの第2次一括法というふうになっているんですけども、これもまだちょっと成立したばかりで、私方もちょっとよくはわからないところもあるんですけども、いずれにしても、自治体からの寄附金ができるといった中では、今後、病院への寄附金というものも、各自治体とか、一応一回、各自治体病院とかの関係でも、一応議題の中にでものせた中で、やはり一律のような対応というものも検討してほしいなど。そうしなければ、何か出したところ、出さないところ、額の多いところ、少ないところといった中ではばらつきが出てしまうというふうにもなりかねないといったときには、ある程度の過当競争が起きてしまうということにもなりかねないので、そういうものは一度、何かの折にそういうことも検討の中に入れてもらいたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） これは寄附という形ではございませんけれども、道が主体

となった機関に対して派遣をいただいた形の中で、負担金といったものも今までも納めてきた経過があります。そういった趣旨で、医師確保に係るそういった寄附が今後なされて、それが効果をなすようなことになれば、当然、厚岸町もこれまでのそういった負担金と同様な扱いで検討をすべき項目にはなるかもしれませんが、今のところ、そういった形はまだありませんし、なっただけということですが、それが法、規定の範囲内で、許される範囲内の医師確保につながるものであれば、当然、厚岸町も検討すべきではないかと思うところでございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 厚岸が過当競争の中に入って、どんどんどんどん寄附をして、医師確保のためにどんどんどんどん支出をするというふうには私は言っていないんです。各町村、自治体病院がどんどんどんどんそういう寄附金を出し合うことによって、どんどんどんどん額が大きくなってしまおうとかなると、当然もっともっと町村に対する財政負担というものが大きくなってしまおうので、そうならないようなものというものを、やはり一度、自治体病院間でも会議とかもあると思いますので、そういった中で申し合わせとか、何かしらの決め事というものをするべきじゃないのかなというふうに言ったんですけれども、それについてお願いします。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） ただ単に公平な負担を積み重ねていくというのは効果が得られないと、おっしゃるとおり、そうだと思います。負担だけが伸びてしまって、何の効果もないということになりますので、そこは十分に検討すべきだろうと思いますし、そういった機会があれば、当然そういった意見を申し上げて、各町村の負担にならないように検討すべきだなというふうに考えます。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

●堀委員 はい。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。  
9番、南谷委員。

●南谷委員 今、4目の他会計補助金8,000万円のところですよね。ここで3点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、今、せっかく6番委員さんのお話あったので、非常に高度なお話で、その後に言ってちょっと恐縮なんでございますが、医師確保対策経費補助3,000万円、これの大まかな分類というんですか、どういう部分に、例えば給料だとか、他の病院からの旅費関係なのか、総体で。

対策補助というのは厚岸町にとっても、医師の確保、今後の病院運営に当たっても、医師の質というんですか、人気というんですかね、やっぱり病院経営は、私は医師の確保というのは、それも頑張っていただけのお医者さんの確保というのは、至上命令だと思っております。そういった意味で、私は、かかるものはかかってもいいと。より安定して、単純に言うと、いいお医者さんに来ていただいてかかることが、むしろびっちり回転されるほうが旅費関係で膨らむのか、それとも、固定したいお医者さんが来れば、最終的に医師に払うお金というのは下がるのかどうかも含めてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） これの内訳ということでよろしかったですか。

●南谷委員 はい。

●病院事務長（土肥事務長） まず、医師確保に係ります給与でございます。当然、厚岸町に医師を呼ぶということになれば、都市部、札幌近郊よりも給与費面で少し上乘せするということによって医師がこちらに来ていただけるという効果が出るということで、その分で今回補正するのが1,330万円、これは都市部との給与の格差でございます。都市が低いということでございます。それと、出張医の医師の確保、先ほど申しましたが、当直ですとか、土曜日、日曜日ですとかの支援の部分ですが、これが1,310万円。それから、それとは逆に、今のは医師に直接払う部分ですが、その医師によっては病院から派遣されるというところもあります。そういった契約によって派遣されるということもありますので、その部分については病院に支払うと。これは負担金ということになります。それでいきますと290万円ほど。それから、医師確保に係る旅費等で100万円ほど。合わせて3,035万円ほどの増ということで今回計上をさせていただきます。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大体、この3,000万円の数字についてはわかったんですよ。ただ、今、答弁漏れがあると思うんですけども、考え方なんです。3,000万円の中身については聞いたんですけども、僕にすれば、一人のお医者さんが長くいていただけることによって、そのお医者さんに払うコストというんですか、びっちり交代するごとに旅費関係も含めて、病院を維持していくためにはどっちがコスト的にどうなのかなと。

私は、ここで言いたいのは、かかるものはきちっと医療対策補助費の中で適切な使われ方をしていただきたい。少ないとか多いとかでなくてね。より、お医者さんに頑張っていただけ、町の皆さんが安心していただけるお医者さん確保のために、しっかりここは使っていくべきだなと。ただし、変な意味ではなくて、きちっとしっかり病院の医師確保に全力投球をしていくんだと町長は日ごろ言っているわけでございますから、そういう適切な運営をしていただきたいなと。これがまず第1点でございます。

あわせて、次にお伺いをしたいのが、委員長、支出の関係ともちょっと絡むんですけれども、よろしいでしょうか。

●委員長（中川委員） はい。

●南谷委員 他会計からの補助金の中に、基礎年金拠出金費用負担補助、ここで1,300万円計上されています。下のほうにあるんですけれども。これと支出の給与費の関係で、法定福利費431万9,000円、ここで共済組合、災害補償基金の関係の数字が計上されているんですよね。これとの関係がどうなっているのか、ちょっと確認をさせていただきたいなど。この2点、まずお願いします。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 最初に、医師確保に対する経費の効果といいますか、必要性というものは、病院の場合、決められた医師の定数というものを保持しなければ、診療報酬のカットになってしまうということもあるということと、それから、常勤医5人でするので、当然24時間、救急体制もあわすということになれば、相当ハードな勤務になるということも含めて医師を借りてはきておりますが、その中から、厚岸に常勤で来てみたいというような医師にもつながらないとも限りませんし、また、そういった意味合いで我々は町立病院としても、北海道内、それから各関係機関を含めて医師を派遣していただくということも、中にはそういった思惑も含んでおりますし、あるいは、入院患者ですとか救急の外来への手厚い医療をするために、常勤医には少しそういった補助となる支援をいただくような医者も必要だということで対策を打っておりますけれども、なかなか非常勤となれば、常勤医に比べまして入院患者への対応ですとか、定期的な受診患者への対応も含め、同じような効果は得られないというところはございますけれども、今最初に申し上げましたとおり、必要最小限のやむを得ない範囲ということでの確保経費というのは必要であろうというふうに考えてございます。

それから、法的福利費の部分について先に説明をさせていただきたいと思います。（「関連があるかどうかだけ言ってくれればいい」の声あり）この医師確保対策経費の……（「いや、そうじゃなくて、基礎年金の関係、拠出金と相関関係はないんですか」の声あり）もちろん法定福利のほうで基礎年金の部分も支払っておりますので、あります。当然、払われている部分がこの補助に充てられているという形でございます。相関関係はあります。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 何で聞いたのかといたら、法定福利費に入っちゃって申しわけないんですけれども、何で今ここで計上なんだろうと、当初予算で計上しなかったのかなと。退職手当組合、それから共済組合の負担金というのは、年度当初にこれはつかまえている数字のはずだと私は理解しているんです。ただ、財源がなくて、今一般会計からの繰り入

れの部分でここに計上したのか、経理上、私はいかがなものかなと思うんですよ。これは退職手当組合で共済組合から平成22年度段階で数字が示されると思うんですよ。病院では聞いているのか聞いていないのかわからないけれども、総務には来ているはずなんですよ、こういう数字というのは。それが何で今なんだという僕は疑念を持ったから、たまたまここで繰り入れた数字から、この財源確保のためにここで今計上しなければならないのかどうなのか、そこのところが理解できないんですね。その辺はいかがなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） この基礎年金拠出金につきましては、21年度から補正予算対応で計上させていただいております。当初予算の段階では、国からの支援も含め、不透明な部分があるということで、これは12月の補正の対応ということで、今までも12月の補正で大体対応していただいたというところでございます。

当初からすべてを組み込んだ中での補助金の計上というのは、可能であればよろしいんですけれども、苦しい財政の中、あるいは当初の段階では不透明な部分が多いということでは、中途にはなりますけれども、この12月段階での補正、やむを得ないところであるというところをご理解いただきたいと。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ただいまの病院事務長の答弁ですと、不透明な部分があると言われました。総務課長いかがですか、そういう答弁なんですけれども。

●委員長（中川委員） 病院事務長。（「いや、僕は総務課長に聞いているんです」の声あり）  
町長。

●町長（若狭町長） ちょっと時間貸してください。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

●委員長（中川委員） 再開いたします。  
総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

3、収益的支出の3節の法定福利費、この共済組合の負担金、退職手当組合負担金につきましては、ある程度の数字は押さえられるというふうに思います。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 事務長、あれですよ、僕はね、やっぱり財政上でどうかといういろんな問題があると思うんですよ、内部で。だけど、不透明だからということにはならないと思うんですよ。それはね、だめですよ、そういう答弁は。きちっとやっぱり現状を踏まえて、こういうことだからということを書いてもらわないと、不透明だからということには、僕は納得できませんよ。少なくとも企業会計をやる者として、税財政課との調整なり、そういうものがあるのであれば、それはそれで僕、そういう答弁であれば、わかりましたと言いますよ。不透明で、国からの指示が遅いから、こういう手順になるんだという理屈では僕は納得できません。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 答弁に説明の不足があったというふうに思います。私が今勘違いして申しあげましたのは、補助金として病院にいただく一般会計の補助金の中にこの項目を計上していただくには、財政的な予算措置の中で不透明な部分があるので、12月にせざるを得ないこれまでの状況も踏まえて説明をさせていただきました。

質問者おっしゃるのは、給与費の中の法定福利費での計上はどうだったのかということだったということで今改めてわかりましたので、そういった法定福利費、費用側では、もうこれはコンピューター操作ですべて大体ほぼ、率が変わらなければ、率の増減というのは途中で起こりますので、それがなければ、当初予算計上時ではもちろん把握してございます。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 僕はね、金額がどうだとかこうだとか言っているんでないんですよ。本来であれば、当初予算に計上しなければならぬことなんです。私はそういう理解しているんですよ。けども、財源補てんの問題とかいろいろあるけれども、やむなしこういう経理処理をしていると、病院の財源の問題があつて。それであれば、そういうふうに言ってくれば、わかりましたと言ったんですよ。本来であれば、4月にきちっとそういうものも経理して、人件費はこうですよという。でないと、これも出てこないですよ。補正で追加すべき趣旨ではないと思うんです、この部分については。だけど、やっぱりこういうものは本来、きちっと当初から数字がつかめるものであれば、事業主として人を使う上にこれだけのものがかかるという総体数字がわかる限りは、当初予算で計上するのが企業主の責任ですよ、働いている者に対して責任として。

今後、検討を、一考を要するのではないかと私は思います。

もう1点、伺います。3点目でございます。

他会計からの補助金でございます。今年度8,000万円、昨年度はたしか1億2,000万円、昨年から見て3,000万円ほど減額となっております。たしか、そういう記憶をしておるんですけれども、今年もあと残す限り3カ月になりました。そういう中で、平成23年度の他会計から8,000万円に至る、今後の見通しも含めて、病院側としてどのように今年度の厚岸町立病院の運営について、概略でいいから、お伺いをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 1点目の法定福利費の関係です。

説明の不足があったと本当に考えます。先ほどの説明の中でも、ちょっと誤解を招くような答弁をしてしまったと思います。今回の基礎年金拠出金の一般会計の補助金の増が、今回の給与費の法定福利費の分の増に直結しているかといえば、直結しておりません。法定福利費が増えたからこちらに収入を上げたということではありません。この法定福利費は、医師に係る分のさまざまな法定福利費です。ですから、今回、費用のほうに基礎年金分を新たに1,300万円増加して、さらに収入でいただいたということではなくて、当初予算ではすべての経費はここに盛り込まれて、その後の患者数の動向によって減少が生じると。病院はほとんど患者数でいろんな経費が動きますので、そういったことになっているということですので、ちょっと説明が足りなかった分をおわびしたいと思います。

それから2点目の、今年は8,000万円、昨年はこの時点で1億2,000万円程度だったということですが、昨年、決算でもお話ししましたが、この10月、11月、12月、入院が大変に減りました。議員協議会の改革プランの中でも資料でお示しさせていただいたんですが、それに比べて、今年は昨年以前、一昨年前の水準を今、まだ保っております。若干昨年よりは上向いているということと、外来も含めて昨年よりは上向いていると。それから、定年退職者に係る給与費が減っておりますので、この分の減と合わせて若干昨年よりは状況がいいという見込みの中で今回、8,000万円程度に抑えられたと、今この段階では抑えられたと。できれば、この流れで3月まで収入の維持というものが図られればいいなということで、努力してまいりたいと考えてございます。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は、病院がやっぱり、しっかり残り3カ月、平成23年度の会計の間、まずは冬、厚岸の町民の皆さんが病院にかかる機会も、多くては困るんですけれども、そういう可能性もある時期に、寒さ厳しい中でございますから、しっかり町立病院の皆さんが、先生、看護師さんを含めて一体となって町民の健康を守っていただけるように頑張ってください、そんな病院であってほしいと、そんな思いで質問させていただいておるわけでございます。しっかり病院運営をしていただきたいと存じます。

●委員長（中川委員） 病院事務長。



●病院事務長（土肥事務長） 常勤医の5名体制の中、朝7時過ぎから夜も7時半まで、本当にフルタイムで先生方は走り回っておりますし、これからまたインフルエンザ等々はやる時期になります。しっかり対応できるように、それから、命と健康を守る町立病院の役割というものは、これからも当然維持するように努めてまいりたいと考えてございます。

●委員長（中川委員） ほかありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、続けます。

収益的支出に入ります。

1 款病院事業費、1 項医業費用、1 目給与費。

（な し）

●委員長（中川委員） 2 目材料費。

（な し）

●委員長（中川委員） 3 目経費。

（な し）

●委員長（中川委員） 資本的収入に入ります。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金。

（な し）

●委員長（中川委員） 2 目国庫補助金。

（な し）

●委員長（中川委員） 以上で、資本的収入を終わります。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費。

（な し）

●委員長（中川委員） 2 目建設工事費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、資本的支出を終わります。

それでは、3ページにお戻りください。

5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 次に、6条、他会計からの補助金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 7条、棚卸資産購入限度額です。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 総体的にございませんか。

8番、竹田委員。

- 竹田委員 総体的にということでお聞きしたいと思います。

日ごろ、町民の健康、そして町民の医療関係に対して、町立病院の継続に関して非常に苦慮しているということを重々わかっております。その上で、町民側からさまざまな意見等があります。

その中でまず一つ目、医師または院長、看護師、看護師長等がおるわけですがけれども、その給与費の体系というものが都市部よりも町村のほうが、医師のほうは給与が高く支払われるという説明がありました。そういうことでお聞きしたいんですけれども、厚岸町として、財政の比率からいって、医師への支払いがどの程度のパーセンテージになっているのかということ、北海道全体として、その給与の支払額というのが高いのか安いのかという、その部分を見ることというのがなかなか我々も、町民もできないわけなんですけれども、その給与費についての支払いの額面上が他町村に比べてどの程度の支払いなのか。これは人口だけでも言えないですし、町村ごとの財政的な内容等にもよってくるし、それが比率としてきつい率になるのか、医師への給与費が楽に払っているのか、それは町村ごとによってさまざまというふうに思います。

そういう形から、厚岸町としては、給与費の支払いが病院経営、または町の財政内容からいって、きつい支払いなのか、きつくない支払いなのか、その程度を知る資料というものを示そうと思えばできるのかできないのか、その辺は押さえているのかどうか、その辺を含めて、数字等を今すぐ言えということではなくて、そういうことを調査しているのか、データ的に出ているのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 何点かございましたけれども、まず、給与体系につきましては、すべて規定のとおりでございますが、医師の給料表というのは別に設けられております。これは政策的な配慮もあつたり、医師確保という配慮もありまして、一般的に道内の中で各自治体が一般職とは別に定めているというところがございますが、それ以外の看護師及び技術者を含めて、大体、地方公務員制度の中での給与体系を使っているということでございますので、ほかの自治体に比べてどうかということになれば、同じと考えてよろしいかと思えます。

ただ、それが、病院は公立病院だけではありませんので、民間の病院もありますので、そこと比べるとどうかという比較は全くでき得ないと。情報がありませんので、全くこれは調べようがないというところが本当のところでございます。

医師につきましては、これも民間病院の医師の給与体系というのは調べようがありません。公立病院の部分については、毎年1回、統計上、平均給与というのが出ますが、あくまでもこれも平均の給与でありまして、上から下までどれだけの幅があるのかということも全然わかりません。我々が持ち得ているデータの中で今示せるものはありませんが、全体的にどうかという話でお話しできるところは、厚岸町は中のちょっと下ぐらい、これは公立病院という位置でございます。公立病院の中の中のちょっと下ぐらいというふうに押さえてございます。ただし、民間になりますと、これは医師招聘のため、厚岸町に比べて相当高いという部分もありますし、公立病院につきましても公にしているところでは、ご相談くださいという医師招聘のご案内をして公にはして、内実では相当な金額を支払っているということも聞いておりますが、その辺は全然明らかにはされておきませんので、データとしてこれだというものを示せるものは、残念ながら今手元にはないと。ただし、厚岸町としては、全道的には中の下、ちょっと下ぐらいかなという位置づけであろうと、今の段階で押さえてございます。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 民間レベルという話になると、民間の産婦人科の先生、外科医、内科医、そういった病院で、例えば循環器の先生等々がおられ、さまざまな営業目的によって医師がさまざま違うのは当然ですよね。社会的に有名な病院になって、一般的にいう腕のいい先生になると取り合いの状況になるので、それはもう当然給料体系も変わってくるし、民間になればなるほどもうかるという意味では、給料も高いのではないかなというのは説明がなくてももうかがえると思えます。

町民が知りたいのは、厚岸町として医師に払っている金額がほかより高いんだろうか、安いんだろうかということが気になるころだというふうに思います。今の説明でいくと、公立病院をもとに比べるとということで、中のちょっと下ぐらいということなので、逆に言えば、町民としては安心しているのかなというふうに、説明された部分ではそういうふうに思うのかなというふうに思います。

もう一つ、町民のほうからよく言われるのは、今、議会側のほうにも説明がありまし

た。病院の体系の変化、営業体系とでも申しましょうか、そういう部分が変わろうとしています。こういった部分も内部の看護師さん等から町民のほうにうすうすと話が流れていっています。将来的に町立病院は、この行く先、どのような体系になっていくんだろうかなというのが一つあります。

それからもう一つは、国の動向等もありますけれども、町の財政状況から変化していく等もあります。そういった状況を見続けて、変化に対応しながら、まず、行く先の方向性を考えていくんだということが今現状では考えられるということなのか、それとも、この町立病院を別な考え方で何らかの方向性を考えなきゃならないと、その具体的なものについてはわからないんですけれども、その二つのどちらかを今現時的に選択しようとしているのか、その辺の中身をお教え願いたいと思います。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 昨日の病床の削減の提案でも若干触れさせていただいておりますけれども、今までの患者の動向ですとか、これからの医師の確保の不透明、あるいは町の人口の減少、それと釧路市等々のつながり等も含めて、厚岸町がこれまでの病院の体系をずっと維持していくということはまず無理であろうという考え方でおります。しかも、今までの病床数88床の体系では、人件費がかさむということと、それに見合うだけの患者を確保することは難しいということで、55床に縮小した中で、今後は高齢化に対応した在宅支援も含めた病院の機能のあり方に変更していくことを申し上げておりますが、今後はそういった規模縮小もしながら、現行の内科、小児科、外科、この3科と透析、それから検診等々の町からの委託の業務を含めた、ここを堅持しながら、町民の人口規模や今後の患者数の動向も含めて、形態を縮小した中で経営していきたいというふうに考えてございます。

もちろん、町の変化というお話でしたので、当然、今後人口がどうなるかということで、さらなる見直しということもないとは今の段階では言い切れません。今後、5年、10年の間でどうなっていくかは、またそれはそれで検討すべき時期に来ましたら、もちろん手おくれにならないといえますか、早い段階での検討というのはどんどん進めていくべきであろうというふうに考えておりますし、改革プランを策定しました病院の運営委員会の中でも、今後も都度あるべきときに検討を加え、見直すところは見直すということでございます。

そういった今後の町の人口や形態、それから他の消防機関との連携等も含めて、病院のあり方というのは、その都度検討していかなければならないと考えてございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私は、さきに示されました町立厚岸病院の改革プランについてお願いというか、聞きたかったんですけれども、今回、この改革プランが議会のほうにも示されました。これの討議というものは議会としてどうのこうのというものはないと思います。それは

それぞれの一般質問でやればよいと思うんですけれども、ただ、この改革プラン自体は総務省のほうに出すものを前提としているというふうに思うんですけれども、そのときに、ただ、これをつくる前段としての数値的な資料とかというものは当然病院側のほうであると思うんですよ。例えば、これは改革プランの6ページであっても、経営状況というものがあるんですけれども、経常収支は入院、外来ともに1日当たりの患者数が減少したことでというようなくだりの中から、内科常勤医の退職や外科の手術件数が多く減少したことが主な原因というふうになっています。当然こういうものを出すに当たっては、今までの数がどうだったのか、そして、今現在の数がどうだったのか、そして、将来的な見込みがどうだったのかというものをつくっていると思うので、こういうものも一緒に出していただきたいなというふうに思います。

細かく言うといろいろあるんですけれども、また、最後のほうで、経営形態の見直しというものが平成25年度までには実施するとなっている。じゃ、この経営形態の見直しに伴う影響というものも当然試算というものはされていると思いますので、やはりその辺も出していただくことができないのかなと。これは今すぐというものじゃなくて、少なくとも24年の新年度までには出していただけるものというふうに思うんですけれども、この点についてだけ、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院事業につきましては、各決算の中で事細かに説明も申し上げておりますが、そのほかに、この改革プランにつきましては、各年度ごとに点検・評価というものを行っております。ですから、その点検・評価について資料として、議員の皆様にもたしかお配りしておりますが、22年度の決算については今調整中です。決算が終わったばかりですので、今調整中ということですので、それらの資料も含めてお出しすることはできると思います。

なお、今回、プランの改訂に当たる試算についても、これは大まかな試算でございますけれども、それについての資料というのは調整できると思いますので、おっしゃるように新年度予算の審議までには出せるかなというふうに考えます。

ただ、最後の経営形態の見直しですね、これにつきましては、25年度までに何らかの結論を出すということで明記をさせていただいておりますが、これの試算等々については今現在まだ行っておりませんし、どういう形態になるのかも今後の課題ということで、このプランの中ではそういう書き方の中で今後検討させていただくということで終わらせていただいておりますので、まだこれについての資料等、試算等については、今のところありません。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 1点目についてはわかりました。できれば各診療科目ごとの推移というものがわかるものをお願いしたいなど。

ただ、最後のほうの経営形態の見直し、この中で平成25年度までには実施することとし

ますというふうになっているんです。25年度までに検討した結果というものということではないんです。25年度までには実施する、25年度末に何らかの経営形態への移行というものがなされるんだというふうに私だと思っんですよね。現行のような方法のままでいくのか、それ以外のものといったものも当然検討がなければならない。24年度の新年度予算を討議する中においては、それはあと残り2年ですから、これだけの大きな変化をあれするようなものを、やはり少なくとも2年前くらい、24年、25年といった中では、25年度末に実施するにしても、その結論というのは25年度の早いうちとか、そういうようなことになれば、制度移行もなかなかうまくいかないというふうにもなると思っますし、当然そうなれば、24年度中の早い時期には示されるものだというふうに思っんですけれども、私の解釈がちょっと違うんでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 経営形態を変えるというのは大変な転換ということになると思っます。この25年度までにとっするのは、総務省が25年度までにいずれかの経営形態に見直しをなささいという指導でありますので、このプランの中では、そういった表記にならざるを得ないんですが、実際のところ、検討、試算というのはまだ始まっておりませんし、今後のことになると思っます。ただ、24年度内にそれを示せるかどうかというのはまだまだ不透明でありますし、このプランも改訂になったばかりでございますので、できるだけ早い時期にそういった検討が進むように努力をしたいと思っます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 何か総務省に出すやつだから、総務省には25年度までに実施するんだと。ただ、庁内的には、私方、議会にもこれを示しておいた中で、いやいや、庁内的にはそんなのないんだと、25年度までに実施するのはうそなんだということなんでしょう。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 経営形態を変えるかどうかも含めて、今現状でそのままいくことがベストなのかということも含めてですので、25年度内までには結論を出して、それ以降の形態の見直しにつなげられるような早い段階に結論を出していきたいと。あくまでも、変えないことも決定になるかもしれませんので、そういったことも含めて時間をいただきたいと思っます。

●委員長（中川委員） いいですか。

●堀委員 はい。

●委員長（中川委員） ほかに総体的にありませんか。

(なし)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（中川委員） 以上で、平成23年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算9件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成23年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午前11時39分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年12月9日

平成23年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長